

工事記録写真撮影基準

令和8年4月

渋谷区土木部

1. 目的

この工事記録写真撮影基準は、工事記録写真の撮影方法及び整理等について必要な事項を定め、受注者が工事の経過及び施工管理の状況等を適切に記録することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、渋谷区工事施行規程第 10 条に基づく工事仕様書により定めた基準であり、渋谷区土木部が施行する土木工事、建築工事、設備工事等に適用する。

ただし、この基準に定めのないものについては、工事主管課長の指示によるものとする。

3. 工事記録写真撮影計画

- (1) 受注者は、工事の着手に先立ち、工事記録写真撮影計画書（以下「撮影計画書」という。）を作成し、監督員に提出の上、承諾を得なければならない。ただし、軽微な工事の場合は、監督員の承諾を得た上で撮影計画書の作成を省略することができる。
- (2) 受注者は、撮影箇所等について、工事写真撮影計画図に記載するものとし、平面図に工種、撮影位置及び撮影方向等を記入しなければならない。なお、この計画図は撮影計画書に含めて監督員に提出しなければならない。

4. 工事記録写真の分類

工事記録写真は、次のように分類する。

- (1) 着手前及び完成写真
- (2) 施工状況写真
- (3) 安全管理写真
- (4) 材料検査写真
- (5) 品質管理写真
- (6) 出来形管理写真
- (7) その他（環境、補償、災害等）

5. 写真の色彩

写真はカラーとする。

6. 写真の大きさ

写真の大きさは、原則としてL判程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

- (1) 着手前、完成写真等は、キャビネ版又はパノラマ版（つなぎ写真可）とすることができる。
- (2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

7. 工事記録写真帳の大きさ

工事記録写真帳は、原則として4切判のフリーアルバム又はA4版とする。

8. 工事記録写真帳の提出部数・形式

工事記録写真帳は、施工段階毎に整理し、工事完成時に1部提出するものとする。

9. 工事記録写真の撮影基準

工事記録写真の撮影は、以下の要領で行うものとする。

- (1) 工事記録写真の撮影は、東京都建設局「工事記録写真撮影基準」の「撮影箇所一覧表」に示すものを標準とする。
- (2) 特殊な場合で監督員が指示するものについては、監督員が指示した項目・頻度で撮影するものとする。
- (3) 工事記録写真の撮り方は、東京都建設局「工事記録写真撮影基準」の《参考資料》の「工事記録写真の撮り方」によるものとする。
- (4) 建築工事、電気・機械設備工事については、東京都建設局「工事記録写真撮影基準」の《参考》の「工種別撮影区分一覧表」によることができるものとする。
- (5) 受注者は、写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した黒板等を被写体とともに写し込まなければならない。
 - (ア) 工事件名
 - (イ) 工種等
 - (ウ) 測点（位置）
 - (エ) 設計寸法
 - (オ) 実測寸法
 - (カ) 略図
 - (キ) 撮影日

10. 工事記録写真の整理方法

工事記録写真の整理方法は次によるものとする。

- (1) 受注者は、施工順序に従い、工事過程が容易に把握できるよう各工程・各段階毎（着手前、施工状況、出来形管理、品質管理、完成）に整理し、必要に応じて目次を添付しなければならない。ただし、安全管理、材料検査等は、それぞれに分類して整理するものとする。
- (2) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図、説明図等を工事記録写真帳に添付すること。
- (3) 受注者は、工事記録写真を適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

11. 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略する。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3) 監督員が臨場して確認し撮影した写真は、出来形管理写真とすることができる。受注者は臨場中の状況写真や、改めて、重複した内容の出来形管理写真の撮影不要。

12. その他

- (1) 受注者は、電子媒体により工事記録写真の撮影・整理等を行う場合は必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければならない（有効画素数300万画素以上、プリンターはフルカラー600dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで5年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）。
- (2) 受注者は、電子媒体による工事記録写真の撮影・整理等を行う場合において、監督員の指示があった場合は、その指示のあった工種について、電子媒体以外の通常の撮影手段による撮影・整理等を行わなければならない。

- (3) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。ただし、ビデオ等を活用する場合は、事前に活用方法について監督員と打合せすること。

附 則

この基準は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この基準は令和4年4月1日から適用する。

附 則

この基準は令和7年4月1日から適用する。

附 則

この基準は令和8年4月1日から適用する。